

令和6年10月9日

令和8年4月1日一部改正

林業特定技能協議会構成員資格取扱要領  
(特定技能所属機関)

林業特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、協議及び情報共有を適切に行い、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能所属機関に関する協議会の構成員の資格に関し次のように定める。

(構成員の資格)

第1条 次に掲げる基準に適合する特定技能所属機関は、特定技能協議会の構成員の資格を得ることができる。

- 一 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けている者又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項若しくは第四十四条第二項の規定により公表されている民間事業者であること（ただし、本条第二号に該当する場合を除く）。
- 二 特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合は、当該特定技能外国人に対し、林業種苗育成又は製炭の作業に従事するに当たって必要となる労働安全確保のための措置を講じていること。
- 三 特定技能の在留資格に係る制度その他外国人に係る出入国又は労働に関する法令の規定を遵守していること。
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることとしていること。
- 五 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 七 特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たり、構成員間で紛争が生じた場合にあっては、その解決のため、当事者間において誠実に協議を行うこと。

(構成員の資格確認)

第2条 構成員になろうとする特定技能所属機関は、協議会の事務局が定める方法により、事務局に資格を申請する。

- 2 事務局は、構成員になろうとする者が前条に規定する基準に適合していることを確認する。
- 3 事務局は、前条に規定する基準に適合している構成員に対する資格証明書の交付に関する事務を行う。

4 構成員は、特定技能外国人を受け入れなくなったときは、構成員の資格を失う。更に、その旨を事務局に速やかに報告しなければならない。

(資格の停止又は取消し)

第3条 前条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。

- 一 職権により、構成員の資格を確認する。
- 二 構成員が次に該当すると認められるときは、協議会の決議により、資格の停止、取消しその他の必要な処分を行う。
  - イ 第1条に規定する基準に適合しないとき
  - ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき
  - ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき
  - ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき
  - ホ 林業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき
  - ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第4条 事務局は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。